

「静岡県産材証明制度」 Q&A

目 次

I 県産材取扱業者	P. 2～
II 管理票	P. 5～
III 公共事業との関係	P. 8～
IV その他	P. 10～
V 定期検査の方法	P. 12～

令和5年4月

静岡県 経済産業部 林業振興課

I 県産材取扱業者

Q 1 / 静岡県産材証明制度は、強制的な制度なのか？

A 1 / 任意制度である。制度の活用は、業者の意志に委ねられる。

また、通常の商取引を統制、強制するものでもない。

Q 2 / なぜ木材業者登録による県産材取扱業者認定をするのか？

A 2 / 木材業者のうち県産材を取り扱う業者の所在を明らかにし、制度の適正な運用を図る管理体制を確保すること、また、県産材取扱業者として供給できる木材製品等の情報を明らかにするために登録・認定を条件とした。

Q 3 / 素材生産者や木材加工業者等が構成員となった団体等の組織が、県産材取扱業者になった場合、その構成員が管理票を発行してもよいのか？

A 3 / 構成員は、管理票の発行はできない。

構成員の事業者が属する団体等とは別人格であるので、構成員も「県産材取扱業者」認定され管理票を発行されたい。

団体とその構成員の事業者とは、別人格であり、管理票の貸し借りはできないことになっている。
制度の適正な運用を図るため、木材業者登録し、県産材取扱業者の認定制度とした。
県産材証明の責任は、管理票発行者であり、その責任の所在を明確し、個々の事業者の責任において運用する制度である。
個々の団体等に権限を与えて運用される制度ではなく、またその団体等が他の責任を担保する仕組のものでもない。

Q 4 / 原木市場にしか出荷しない素材生産業者は、県産材取扱業者に認定申請する必要はないのか？

A 4 / 基本的には、必要はない。

ただし、原木市場は、素材生産業者に代わって、証明する責務が課せられるため、伐採場所等については原木市場に報告願いたい。

原木市場で管理票の1次発行を可能にした背景は、森林所有者などで木材業者登録できない者や年間素材生産量が少量の素材生産者に対しての例外的措置である。
森林組合等素材生産を相当量行う者は、自ら管理票を発行する「県産材取扱業者」になり、原木市場以外でも安定的に県産材を供給していくことを期待する。

Q5 / 「加工品」とは何か

A5 / 丸太、製材品を加工処理した建築材料など。丸太、製材品、加工品を組み立てた家具、建具、遊具、木製看板、バリケード、木製小物などは含まない。

【加工品の例】

- ・内装材（フローリング、壁材など）
- ・集成材
- ・CLT
- ・合板、LVL
- ・木質ボード（ファイバーボード、MDF、OSBなど）
- ・外構材

【加工処理の例】

- ・人工乾燥
- ・小片、単板切削
- ・薬剤処理（難燃、不燃、防腐処理）
- ・熱処理、圧縮処理
- ・鉋・研削、修正挽き、接合（実加工）、接着

Q6 / 静岡県産材証明制度に係る経費負担はどのようになっているのか？

A6 / 県産材取扱業者認定に係る手数料は、無料である。

ただし、静岡県木材協同組合連合会（県木連）の木材業者登録については、既定の経費がかかる。

なお、販売管理票の交付を受ける際は、管理票の用紙代の実費が必要である。

詳細は、県木連に問合せされたい。

Q 7／例外規定として、やむを得ない場合は県（農林事務所）が管理票の交付等を行うとは、どういう場合で、その取扱はどのようになるのか？

A 7／やむを得ない場合の事例として、森林所有者等で定期的に素材生産等をしておらず、少量の取引を行う事業者や、事情があって木材業者登録ができない事業者など、一次管理票の発行を行う事業者を想定している。

また、その取扱であるが、県（農林事務所）は、当該事業者が申請書に記載した品番品名、材積に加え、生産地、合法あるいは伐採の証明に必要な書類（①保安林伐採許可の通知書、②森林経営計画に係る伐採届、③伐採届適合通知書、④国有林の売買契約書等の写し等）の整備状況が確認できる書類等を徴するなどして、その内容が適正と認められた場合のみ、予め必要量が判っている範囲で、申請者に対し交付することになる。（使用見込が不確定な分については、交付しない。）

区分	県産材取扱業者	例外規定による管理票発行者
県による検査、指導	有	無
管理票の交付	申請に応じたまとまった量の管理票の交付を受けることができる。	使用が見込まれる必要量のみの管理票の交付を受ける。 (必要が生じた時点で交付申請)
県産材取扱業者	認定される。	認定されない。
業者PR	業者名リスト及び 木材業者登録としての事業内容	無

Q 8／県産材取扱業者の供給情報は、どのようにPRされるのか？

A 8／県機関に対しては、県産材取扱業者リストをSDOにより提供している。

県以外に対しては、林業振興課HP及び平成15年4月に開設したHP「しずおか木使いネット～木と竹の電子情報館」に掲載し、公開している。

【SDO】 常用資料／99 その他／木材需要拡大関係／静岡県産材取扱業者認定状況

【URL】 <http://kizukai.pref.shizuoka.jp/> しずおか木使いネット

II 管理票

Q 9／県産材取扱業者に認定された場合、すべての丸太、製材品等に県産材販売管理票（管理票）を付けて売買しなければならないのか？

A 9／すべての荷口に県産材販売管理票を付けて売買する必要はなく、県産材証明を必要とする場合に限り、管理票を発行されたい。

発注業者並びに施工業者は、あらかじめ木材を発注する前に、県産材販売管理票が必要な旨を木材業者に伝えておく必要がある。

なお、県産材を原料とし県外工場で委託加工等したスギ・ヒノキによる合板を販売する際には、販売管理票の交付を受けた全ての「県産材合板」に、必ず管理票を付けて販売すること。

(参考) 合板の県外加工に関する制度運用方法

販売管理票の交付を受けた全ての県産材合板には、「静岡県産材合板」のラベル等を表示するとともに、必ず販売管理票を添付して販売すること。

(静岡県産材証明制度に係る県産材合板の取扱について)

Q 10／元となる管理票に対して、すべて管理票を発行しなければならないのか？

A 10／元となる管理票の数量以内で、必要となる管理票のみを発行する。

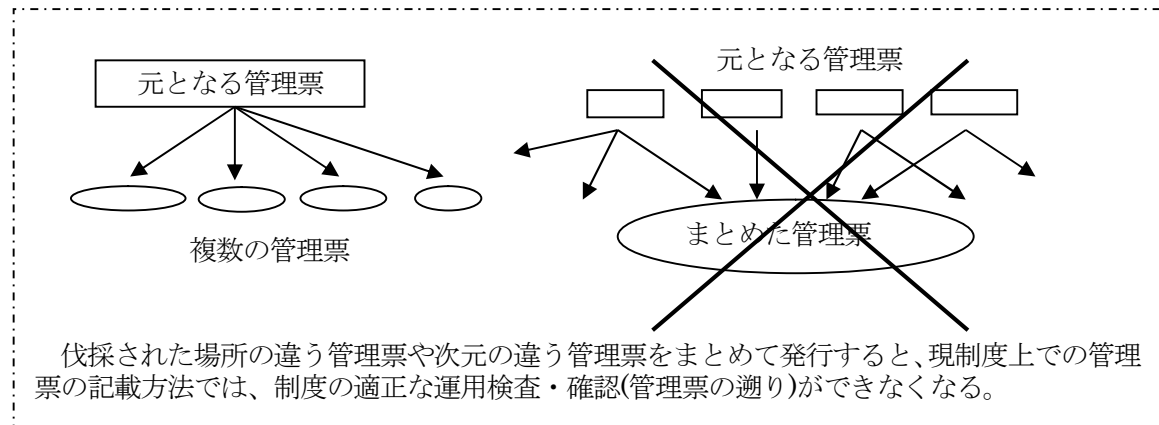
Q 11／赤伝（返品処理）については、管理票をどのように処理したらよいか？

A 11／返品に応じた管理票の訂正、誤記入処理等を行い、適正な管理票の発行、管理に努めることとする。

Q 1 2 / 複数の管理票（2次、3次等）を1つにまとめて（3次、4次）発行できないか？

A 1 2 / 伐採された場所の違う管理票や次元の違う管理票をまとめて発行すると、制度の適正な運用検査・確認(管理票の遡り)ができなくなるため、元となる管理票1つに対して、複数の管理票を発行することが原則である。

ただし、生産地（市町番号）が同一の場合は、管理票をまとめて発行することが可能。この場合は発行する管理票の備考欄に当該木材製品の元となる管理票全ての管理票番号を記載すること。（運用改善通知：平成22年3月1日付け農林第483号）



Q 1 3 / 個人的に住宅用建築材を購入した場合でも、どこで伐採されたかを調べることができるのか？

A 1 3 / 販売管理票をさかのぼって調べれば、知ることができる。

公共事業中心に始まった制度だが、「顔の見える家づくり」として、しずおか優良木材認証制度にも活用している。

Q 1 4 / 2次以降の管理票では、生産された市町は判るのか？

A 1 4 / 管理票番号の下2桁が市町番号となっている。

Q 1 5 / 県外の素材生産業者が県内の山で伐採し、県内で販売した木材について、県産材を証明したい場合は、どうすればよいか？

A 1 5 / 県外の素材生産業者が、管理票を発行する必要がある。

このためには、「県産材取扱業者」の認定を受けるか、やむを得ない事情がある場合は、農林事務所に管理票の交付を受ける必要がある。

Q 1 6 / 県内の山で伐採された木材を、県外の工場で加工した木材について、県産材証明はできるのか？

A 1 6 / 原木、加工丸太及び製材品を除き、県産材取扱業者の責任のもとで県外で委託加工された加工品についても県産材証明制度の対象である。

なお、県外で委託加工等により県産材製品の製造を希望する場合は、事前に静岡県木材協同組合連合会会長に申請し、認定を受ける必要がある。

Q 1 7 / 建築材は種類が多いので、管理票 1 枚には書ききれないが？

A 1 7 / 別紙で添付し、割印をすれば、証明の効力があると判断できる。

Q 1 8 / 間伐材を原材料とした合板や、ストランドボード構造用パネルなどは、県産材証明制度の対象となるか？また、管理票の数量記載方法をどのようにすればよいか？

A 1 8 / 本制度の定義や目的に合致しており、県産材証明制度の対象となる。

材積が判り、かつ設計数量に対応できる方法で記入願う。(枚、m²等)

Ⅲ 公共事業との関係

Q 1 9／公共事業において、当該制度により県産材を使用する量はどのくらいを見込んでいるのか？

A 1 9／県では、令和4～7年度の4ヶ年で、公共土木部門への県産材利用63,200m³、公共施設への県産材利用28,800m³を計画している。
年間ベースに換算するとそれぞれ15,800m³/年、7,200m³/年となる。
さらに、今後、市町へも県産材使用を呼びかけていく。

Q 2 0／流通量が極めて少ない県産マツの指定があったときには？

A 2 0／土木工事などで県産マツの杭丸太などの指定があった場合には、監督員と協議のうえ、代替樹種（スギ又はヒノキ）への変更を検討されたい。

Q 2 1／公共事業等で、発注機関によっては間伐材の証明を求められるが？

A 2 1／県産材販売管理票の備考欄に、間伐材である旨を記載すること。

Q 2 2／仮に県産材の単価の方が高かった場合、会計検査で指摘されないか？

A 2 2／森林土木工事は、「森林整備のため」と理解していただけると考える。

他の事業は、事業の趣旨に照らしてということになるかと思うが、県をあげて県産材利用に努めている旨を説明すれば、指摘事項にはならないと考える。

会計検査院の判断としては、林野庁(国)が施策目標としている「木材利用の拡大」の達成や、それによってもたらされる効果の発現に寄与しているのであれば、むしろ必要な費用であり望ましい事態であるとしている。

Q 2 3／小額工事は、材料承認が省略できるので、県産材の確認も必要ないのか？

A 2 3／仕様書で県産材販売管理票の提出を規定しているため、省略できない。

Q 2 4 / 仮設工事の木材も、県産材を指定するのか？

A 2 4 / 指定はしないが、仮設資材などの県産材利用提案に対し、工事成績で評価をすることで推進を図っていく。購入した仮設工事用木材には県産材販売管理票を添付するが、販売を伴わない現地発生材については添付不要である。（転用が可能な資材については、初めて使うときのみ添付する）

Q 2 5 / 建設業者が木材を一括購入し、複数の工事現場で使用した場合、管理票は1枚しかないのでは、工事発注者にはコピーを提出すれば良いか？

A 2 5 / 工事箇所別に分けて、管理票を発行してもらうこと。

Q 2 6 / 流通にのらない材は対象外とのことだが、工事請負業者が支障木などの現地発生材を購入して使った場合はどうなるのか？

A 2 6 / 例外規定に従い、農林事務所（担当：森林整備課）において、森林所有者等に対し販売管理票を交付することができる。

この場合、農林事務所（担当：森林整備課）の職員が、現地または関係資料（立木補償契約書、写真等）により、申請内容に関する適否の確認を行う必要がある。

ただし、工事契約に係る特記仕様書等により監督員の確認等に関する規程が定められている現地発生材については、この限りではない。

IV その他

Q 27／複数の仕入がある流通業者、あるいは木材コンビナートのように大量仕入れをして製品を性能で区分する場合などにおいては、管理票による管理が非常に煩雑になることが予想される。製品毎にラベリングや刻印をした方が良いのではないか？

A 27／素材生産や製材段階においては、逆にラベリングは手間とコストがかかり、難しい点がある。また、ラベリングだけでは、制度の適正な運用を確保するための調査、検査ができない。

本制度は、現状では現在の方法がベターであるが、これで完璧であるということではなく、修正すべき点は直し、より良い制度としていく考えである。

Q 28／管理票に通しナンバーを付した方がよいのではないか？

A 28／管理票の貸し借り等の不正がないようにするには、有効な手段であるが、一方、通しナンバーを記す手間とナンバー管理が煩雑になる。

このため、管理票の交付枚数によるチェック体制とした。

いずれにしても、管理票発行者の自己管理が重要であり、自己責任の名のもとに制度の適正な運用に努められたい。

Q 29／本制度は、丸太のまま使用することを想定しているためか、品質に関する記載がない。建築材としては、品質が確保された方が使いやすいが？

A 29／建築材としては、しずおか優良木材認証制度において、乾燥や強度など、品質を保証している。

Q 3 0 / 市町や民間（住宅）部門への普及を図る上でも、産地の明示を期待する。

A 3 0 / 食品分野では、B S E問題に端を発し、原産地等の表示が注目されており、いつ、どこで、どのように生産・流通したかを追跡できる「トレーサビリティ」の必要性が増している。住宅建築においても、近くの山の木で家をつくる運動など地域材への関心が高まりつつある。

一方、木材のJ A Sでは、規格を定めているものの、品質表示基準はない。

こうした状況の中で、「どこで伐採された木なのか、どこで製材・加工、流通した製材品なのかわからない。」という木材の現状を打開して、県内のどこの山で生産され、どのような過程を経た木材なのかを明確にしていくのが本制度であり、県の公共事業だけでなく、市町事業、民間部門へも制度活用を期待している。

Q 3 1 / 原木市場では、複合極の場合、代表的な産地を販売管理票に記載しており、市町別の産地明示が困難な場合があるが？

A 3 1 / 近年、市町による制度活用の進展もあり、市町単位での原産地表示が求められることも少なくない。こうした中で、複合極に関しても、原木市場で産地内訳が明確に管理できるようなシステムとなっており、より適正な制度運用の実現に向けて、買受者の必要に応じ、産地別(複数枚)の販売管理票の発行を依頼して欲しい。

(参考) 原木市場に関する制度運用方法－複合極の産地証明－

原則として他県産との区別を行う。

複合極の代表的(材積、本数等の多いもの)な産地を管理票に記載するものとする。

ただし、その産地内訳については、原木市場で明確に管理できるようにする。

(静岡県産材証明制度に係る原木市場の取扱について)

V 定期検査の実施

Q 3 2 / 定期検査は、誰がいつ実施するのか？

A 3 2 / 要綱、要領で、農林事務所長が検査員を任命することとしており、森林整備課の職員が、年度当初、前年度に発行された管理票を基に、林業振興課が下記に定める基準により抽出した検査対象について検査を実施する（10月～2月）。

- (1) 過去2年間で未検査の県産材取扱業者が発行したもののうち、1業者20%以上
- (2) 県外委託加工のもの

Q 3 3 / 検査対象工事の調査範囲は、どこまでを想定しているのか？

A 3 3 / 検査は、前年度に発行された管理票に基づき実施することとしているため、公共工事等に携わる県の関係機関に、検査実施年度の前年度に施工・完成した工事、調達物品等で、管理票が提出された工事等の有無を照会するものとし、農林事務所（農地、森林）、管内の土木事務所など把握可能な範囲で調査する。

Q 3 4 / 検査箇所は、どのようにして決定するのか？

A 3 4 / 検査対象工事の調査報告を受けた林業振興課長は、以下に定める基準により検査対象を抽出する。

- (1) 過去2年間で未検査の県産材取扱業者が発行したもののうち、1業者20%以上
- (2) 県外委託加工のもの

Q 3 5 / 検査は、どのような項目について実施するのか？

A 3 5 / 検査は、前年度に副管理票が提出された公共工事等について、提出された管理票を基に、証明制度の運用状況を調査するものであり、管理票の発行日、管理表番号、材積等に関する管理票の記載内容を検査する。

－検査項目・内容の詳細については次頁に掲載－

検査内容は、主として次に掲げる項目について行う。

検査項目	検査内容
発行日	1 発行日は記載されているか。 2 一次・二次・三次管理票の発行日が整合しているか。 3 納品明細書がある場合、管理票と納品明細書の発行日が整合しているか。 ※ 最終発行者の正・副管理票で1次管理票が確認できない場合、1次発行者の管理票(直前の発行者が保管する副管理票)を取り寄せ確認する。 ※ 工期(関係機関からの回答)と発行日が著しく異なる場合、納品明細書との整合を確認する。
出荷先	1 出荷先が記載されているか。
管理票番号等	1 一次・二次・三次等の管理票区分は適正か。 2 登録業者番号、発行番号、市町村番号は適正か。 3 一次管理票の場合、備考欄に生産地が記載されているか。また、間伐材の場合は「間伐材」と記載されているか。 4 二次以降の管理票の場合、備考欄に一次管理票番号が記載されているか。また、間伐材の場合は「間伐材」と記載されているか。 ※ 最終発行者の正・副管理票で1次管理票が確認できない場合、1次発行者の管理票(直前の発行者が保管する副管理票)を取り寄せ確認する。
材積	1 管理票の材積が基となる管理票の材積以下(三次 \leq 二次 \leq 一次)となっているか。 ※ 最終発行者の正・副管理票で1次管理票が確認できない場合、1次発行者の管理票(直前の発行者が保管する副管理票)を取り寄せ確認する。

※ 管理票に材積の記載がない場合(末口径・本数・長さによる場合)は、末口二乗法にて材積を算出する。

Q36 / 検査の結果指導が必要な場合、どのように通知するのか？

A36 / 検査員による管理票の記載内容の検査の結果、証明制度の運用が不適切であると認められた県産材取扱業者は、管理票の発行者と調整した上で、事前に検査日時、検査場所及び検査箇所(管理票番号)を通知する。

(検査通知記載例)	〇〇〇第 号
〇〇〇木材 代表者 〇〇 〇〇 様	〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇農林事務所長
静岡県産材証明制度定期検査の実施について(通知)	
このことについて、静岡県産材証明制度要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり定期検査を実施するので通知します。	
記	
1 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から(30分程度)
2 場 所	〇〇〇木材(〇〇市〇〇町)
3 検査箇所	管理票番号〇〇-〇〇-〇〇(〇〇工事)

Q 37 / 検査結果は、どのように報告するのか？

A 37 / 検査結果は、農林事務所長が県産材証明制度定期検査実施要領第6に基づき、林業振興課長に報告する。

報告事項は、①検査対象工事名、管理票発行者、②検査対象工事の適否に関する結果、③検査内容（検査復命書の写し）、④県産材取扱業者としての適否に係る不適切な行為等とし、県産材証明制度取扱要領第2の2に基づき、林業振興課長に「静岡県産材証明制度定期検査について（様式第4号）」に関する報告を行う。

Q 38 / 違反があった場合には、どうなるのか？

A 38 / 制度の適切な運用に資するため、証明制度の運用が不適切であると認められた県産材取扱業者については、検査員がその業者の事務所に出向くなどして、改善のための必要な指導を行う。県産材証明制度取扱要領第2の2に基づき、所長は県産材取扱業者としての適否に係る不適切な行為があった場合は、その旨を林業振興課長に報告する。

林業振興課長は、静岡県木材協同組合連合会長へ検査結果を通知し、通知を受けた静岡県木材協同組合連合会会長は、県産材取扱業者としての適否に係る不適切な行為があった県産材取扱業者に対し、改善のための必要な指導、又は県産材取扱業者の認定の取消を行う。

Q 39 / 木材の合法性に関する証明とのすり合わせはどうなっているのか？

A 39 / 県産材証明制度と木材の合法証明は、本来、同一の制度ではないが、県産材販売管理票により合法証明することは可能。この場合、管理票に合法木材であることの記載や、森林認証、団体の合法認定等に関する認定番号を追記することとなるが、品番品目、材積等を、納品書（出荷伝票）などにより別途添付している場合には、管理票ではなく納品書（出荷伝票）などに必要事項を追記すること。

ただし、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」において、木材・木製品の合法証明に関する確認は、県産材証明制度の販売管理票によることができるとされているため、林業・木材産業振興の観点から、管理票発行者における合法証明に関する取組を聴取する。

県の事務、事業における木材・木製品の調達に関しては、一次管理表の発行者に問い合わせるなどして、①保安林伐採許可の通知書、②森林施業計画認定書、③伐採届適合通知書、④国有林の売買契約書等の写し等が整備されているか否かを確認・指導するものとする。

また、近年の民間レベルでの取組進展を考慮し、森林認証あるいはC o C 認証制度を活用した証明方法、または県森連、県木連が実施する認定制度を活用した証明方法を紹介し、木材の合法証明に係る取組を促進する必要がある。

県及び政府調達に係る木材・木製品に関しては、間伐材、端材、林地残材等（以下「間伐材等」という。）が合法証明の対象外となっており、これらについては、製品の出荷時に間伐材等であることを証明書を提出しなければなりません。

ただし、間伐材と主伐材を林齢や径級等の外形で判断することは困難であるため、基本的には合法証明同様に、①保安林伐採許可の通知書、②森林施業計画認定書、③伐採届適合通知書、④国有林の売買契約書等の写しが必要となります。

県産材証明制度では、間伐材等が合法証明の対象外となっていることに対応するため、販売管理票の備考欄に「間伐材」であることを記載するよう定めています。

合法木材の調達は、違法伐採対策としてグリーン購入法により優先措置されており、民間レベルでは企業毎に調達基準を設けるため、間伐材等が必ずしも合法証明の対象外になるとは限りません。

Q 40 / 県産材販売管理票の保管期間は何年か？

A 40 / 保管期間は静岡県産材証明制度取扱要領第6に基づき、令和5年4月1日以降に発行された管理票は5年間、令和5年3月31日以前に発行された管理票は3年間である。